

高知県中土佐町における権利擁護支援と 包括的・重層的な支援体制の取り組み

資料 2

中土佐町健康福祉課 吉岡美紀
中土佐町社会福祉協議会 有澤希望



1.中土佐町の概要

- ◇2006年1月 旧大野見村と合併
- ◇人 口 6,398人 (2021年3月末)
- ◇世帯数 3,416世帯
- ◇高齡化率 47.95%
高齡独居・高齡のみ世帯が多い
- ◇法律職 司法書士1名



まんまる (久礼地域)

人 口 4,121 人
世帯数 2,116世帯
高齡化率 43.87%
面積 約56km²



ほのぼの大野見 (大野見地域)

人 口 1,068 人
世帯数 590 世帯
高齡化率 53.65%
面積 約100km²



★ 拠点
● サテライト



寄り家 (上ノ加江・矢井賀地域)

人 口 1,309人
(上ノ加江 1,101人
矢井賀 208人)
世帯数 710 世帯
(上ノ加江569・矢井賀141)
高齡化率 60.79%
面積 約36km²



10年前の 中土佐町の課題

- ①既存施策では応えきれないニーズ
- ②地域の意識から生まれる問題
- ③総合的な対応の不十分さから生まれる問題
- ④南海トラフ地震に備えた要配慮者対策

2.中土佐町の地域福祉の展開（小地域福祉の活動の充実）

あったかふれあいセンター



既存の福祉制度の枠組みを超えて、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1か所で必要なサービスを受けられる小規模多機能支援拠点。いわゆる共生型の支援をめざす拠点で県内全域に広がっている。

- 「集いを軸とした多様なサービスの提供」
…「集い」+α（「預かる・働く・送る・交わる・学ぶ」）
- 「地域の見守りネットワークの構築」…「訪問・相談・つなぎ」
- 「生活支援」…直接サービスを提供するほか、地域生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネートを行う。

あったかふれあいセンターを起点とした小地域福祉活動

早期発見・早期支援のための
小地域ケア会議の開催

災害に強い地域をつくる
防災学習

高齢者の経験を次世代
へつなぐ多世代交流

閉じこもり防止・介護予防
のためのサロン活動

地域の強みや課題を知る
子どもへの福祉学習

不安解消・見守り強化のための
つながる安心カードの普及

2.中土佐町の地域福祉の展開（相談支援の強化）

年度	地域福祉のあゆみ
平成21～22年度	・町内3カ所に「あったかふれあいセンター」開設
平成23年度	・第1期地域福祉計画策定 あったかふれあいセンターを「地域福祉の拠点」と位置づけ
平成24年度	・日本福祉大学の研究プロジェクトに参加 ・住民、社協、行政と一緒に地域について考える地域部会開始 ・「小地域ケア会議」の開催（住宅地図を活用した地域の見守り活動）
平成25～26年度 安心生活創造推進事業	・権利擁護支援に関することに着手（権利擁護劇の開催、スーパービジョンの開始） ・地域の実態に即した「地域ふくし研修会」の開催
平成27～29年度 共助の基盤づくり事業	・生活困窮者等の実態把握のため未就労調査を実施 ・中土佐町はたらくチャレンジプロジェクト始動 ・第2期地域福祉計画の策定 ・あったかふれあいセンターの運営委員会から「地域ふくし活動推進委員会」へ ・「小地域ケア会議」の地域拡大 ・「権利擁護支援システム推進委員会」と「権利擁護支援センター」の設置 ・社協が法人後見事業を開始
平成30～ 地域力強化推進事業 多機関協働事業	・相談支援包括化推進員を各分野から選任 ・成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含

進行管理

権利擁護支援 センター設置 の背景

- ・対象横断的に関わる必要のあるケースや法律職との連携が欠かせないケースが増加していた。
- ・高齢世帯の増加や親亡き後の問題などあるが、住民調査と福祉職への調査ではいずれも成年後見制度を知らないとの回答が約半数であった。

⇒制度の普及啓発と多様化するニーズに対応する支援体制の充実が求められている

3.権利擁護支援センター

H29年7月開所（社会福祉協議会へ委託）

R2年4月より中核機関

職員体制 センター所長 … 事務局長
常勤職員 … 1名

活動区域 中土佐町全域

センター機能

- 広報啓発

（成年後見制度に関する広報、住民向けの講演会や行政・福祉・医療従事者等を対象とした研修会の開催）

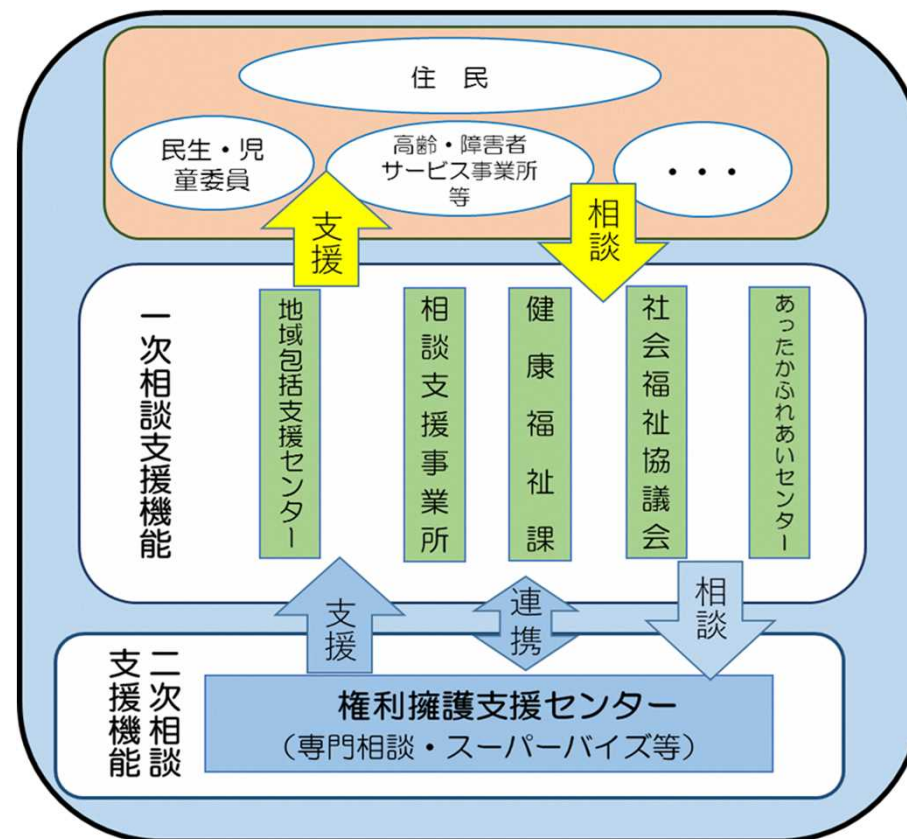
- 人材養成（生活支援員等の担い手育成）

- 関係機関との連携支援

（個別支援検討会への参加や成年後見制度の利用に関する相談対応等）

- スーパービジョン

- 福祉と司法の専門相談



《支援連携イメージ》

※一次相談支援機関からの相談を受け支援対応を行う二次相談支援機関として機能

センターへの相談実数

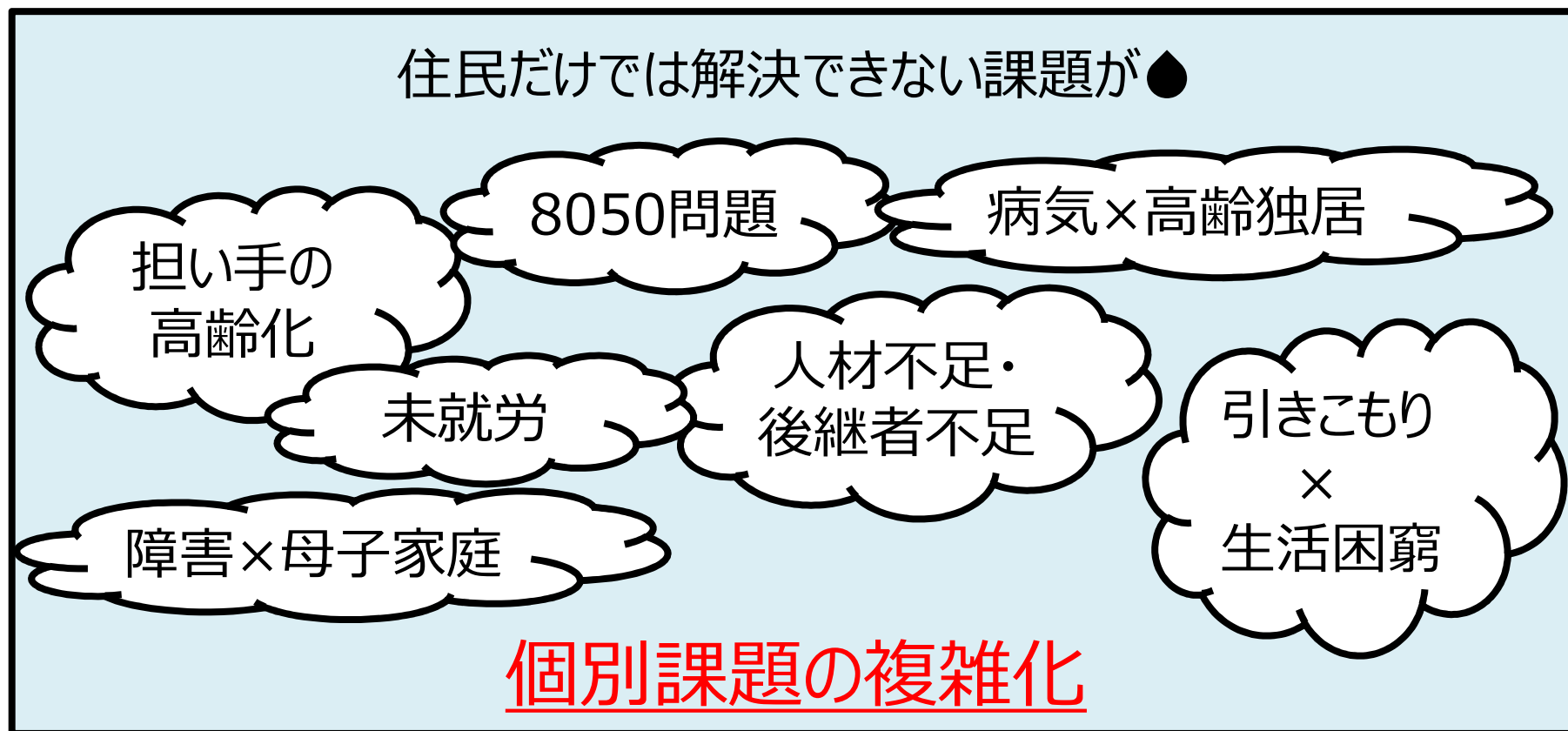
H29 : 31件 / H30 : 23件

R1 : 22件 / R2 : 22件

3.権利擁護支援センター

	スーパービジョン	福祉と司法の専門相談
相談員	スーパーバイザー	権利擁護支援センター + 弁護士または司法書士
実施状況	月1回 + 相談があれば随時開催	
延べ相談件数	H29 : 36件 / H30 : 28件 R1 : 16件 / R2 : 14件	H29 : 10件 / H30 : 14件 R1 : 18件 / R2 : 15件
実施内容	ケースの見立てや支援についての助言	法的な見解も含めた支援方針の検討
これまでの相談	・ 成年後見制度の利用について (必要性、進め方、後見人等候補、日常生活自立支援事業からの移行) ・ 支援拒否 ・ ゴミ屋敷 ・ 複合的な課題を抱える世帯への支援 ・ 日常生活自立支援事業を活用した支援 ・ 虐待 (疑い) ケース対応 ・ 利用者家族への対応	・ 成年後見制度の利用について (必要性、進め方、後見人等候補、日常生活自立支援事業からの移行) ・ 借金 ・ 遺言 ・ 相続 ・ 虐待 (疑い) ケース対応 ・ 障がい者の対人トラブル (ご近所・金銭) ・ 障がい者の雇用に関する問題
相談後	アフター会にて実際の対応・役割分担の確認 助言を受けた後の支援展開や本人の状況等の確認	

4.地域共生事業を実施したきっかけ



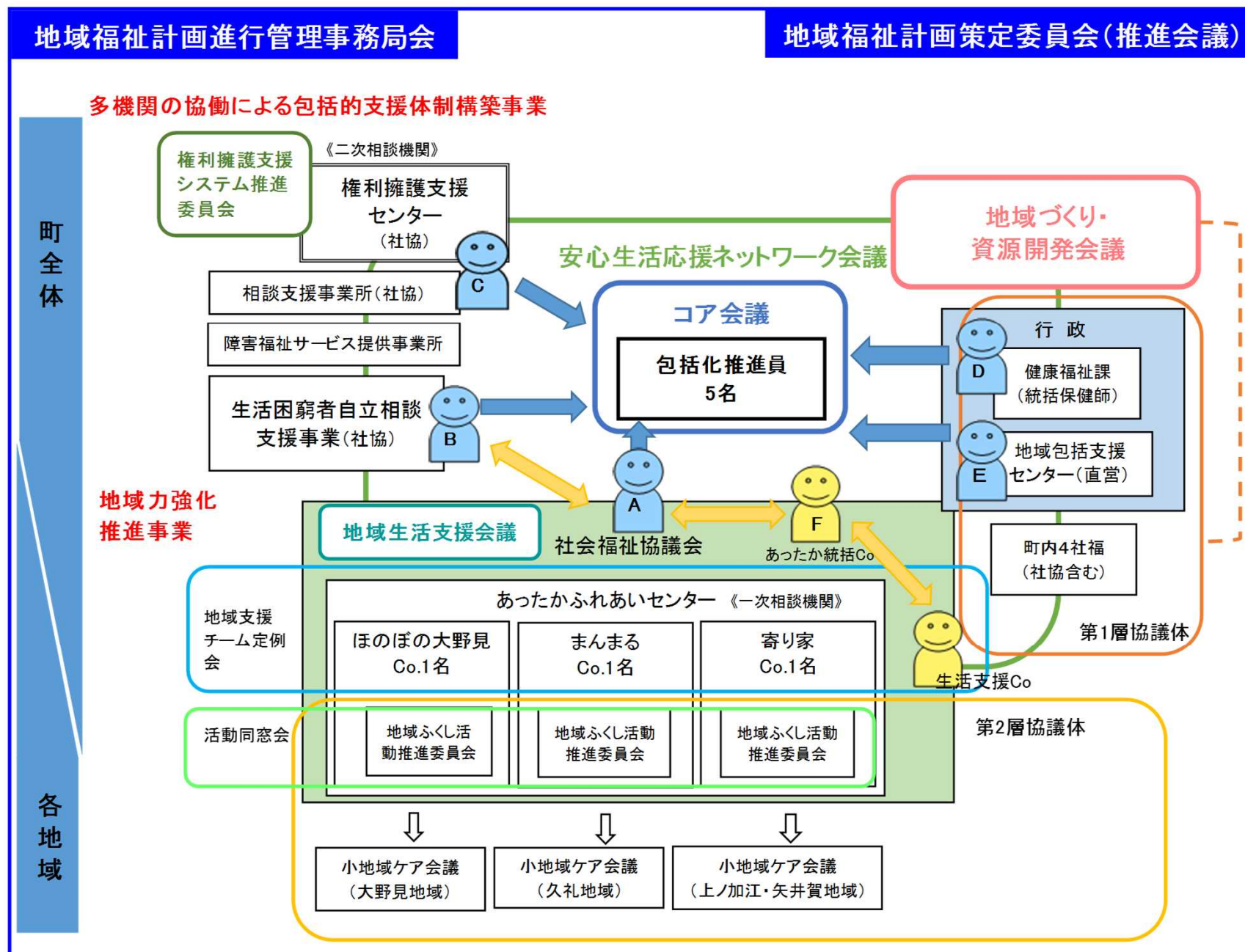
事業を活用して



これまでの小地域福祉活動の発展

様々な関係機関との連携体制の構築へ！！

5.地域共生事業・地域福祉関連事業の全体像



6.相談支援包括化推進員について

多機関協働事業（相談支援包括化推進員A～E）

A：社会福祉協議会地域福祉課長（社協）

元あったかふれあいセンターCo. / 事業全体のリーダー

B：生活困窮者支援担当（社協）

地域福祉課相談支援主任 / 地域づくり・資源開発会議のリーダー

C：権利擁護支援センター担当（社協）

安心生活応援ネットワーク会議のリーダー

D：統括保健師（行政）

係長 / 障害や母子等、保健師としての専門的立場でコア会議に参加

E：地域包括支援センター主任ケアマネ（行政）

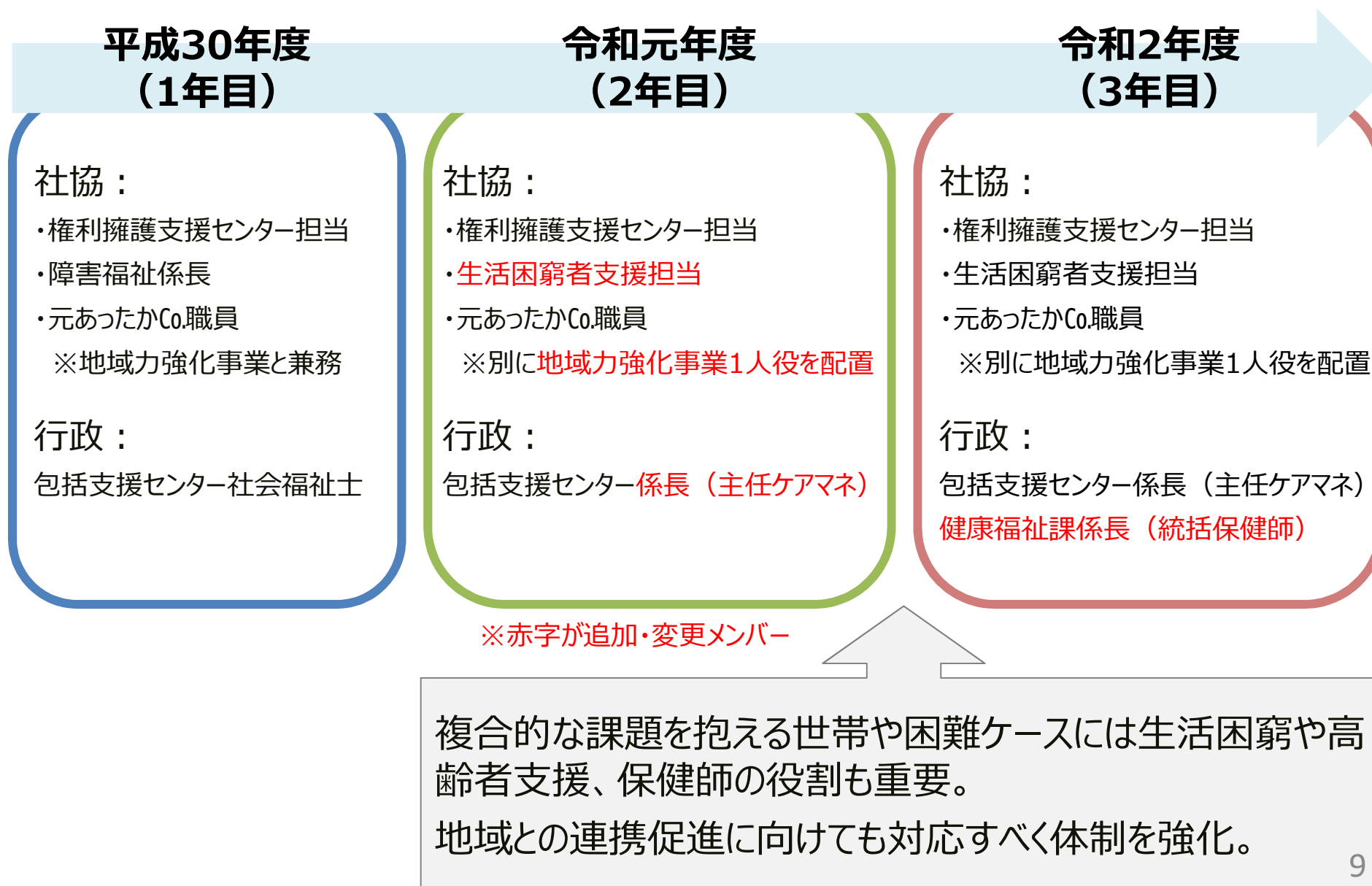
係長 / 高齢者に対し、高齢介護の専門的立場でコア会議に参加

地域力強化事業

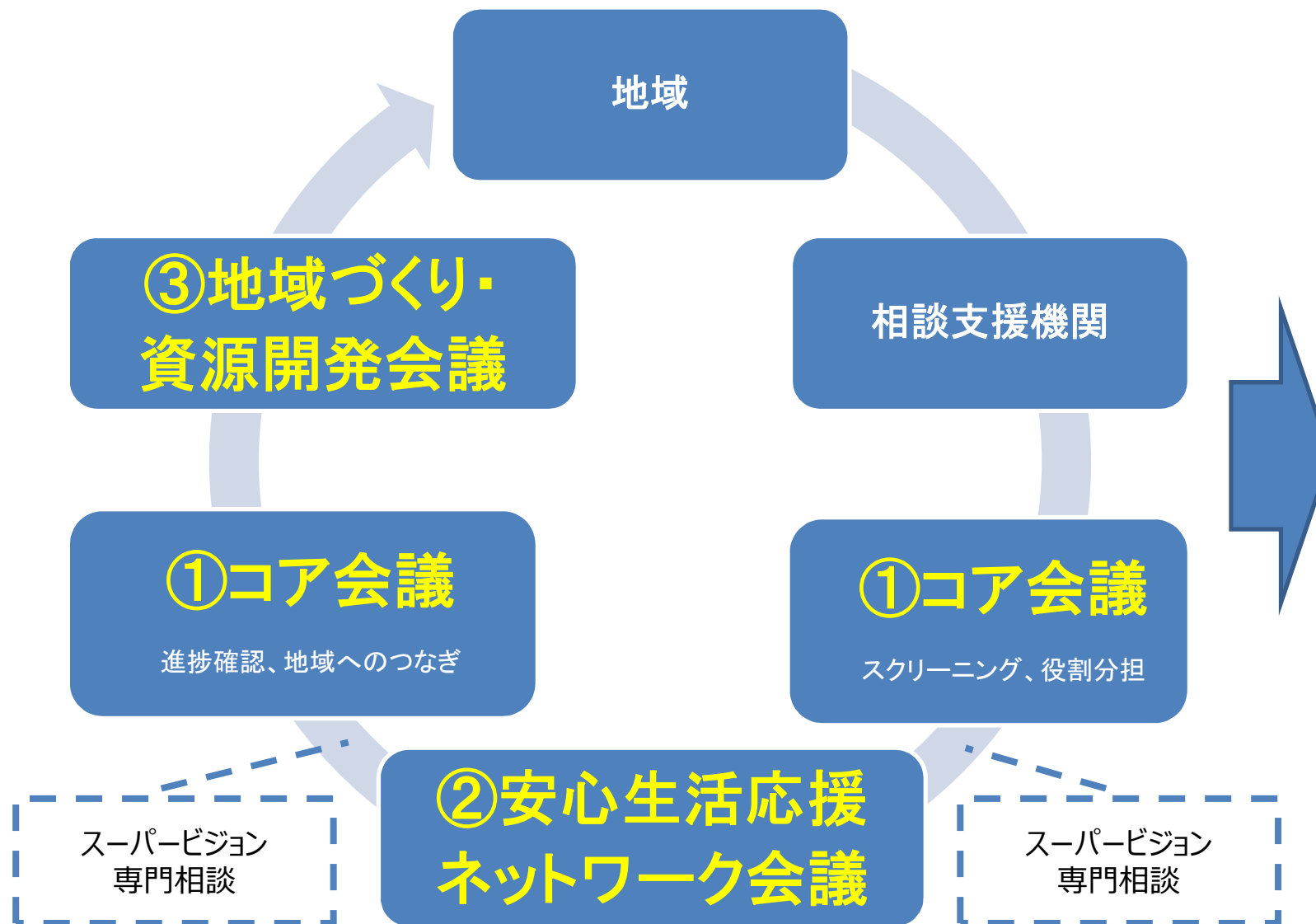
F：社協地域福祉課地域支援主任

あったかふれあいセンター統括 / コア会等必要に応じ参加

6.相談支援包括化推進員について



7. 相談支援包括化推進会議について



自主財源の確保・新たな社会資源の創出へ

7. 相談支援包括化推進会議について

① コア会議（相談支援包括化推進員の会議）

➤ 個別支援の検討

既存の制度サービスや単独の支援機関での対応が難しい複合的な生活課題を抱える世帯の抽出と検討

➤ 町内の一次相談機関と二次相談機関の関連整理

一次相談機関（各分野）における
ケース検討の場と課題抽出の流れ確認

複合的な生活課題を抱える世帯の抽出
各相談機関（分野）から多機関事業へ

➤ 各分野の地域課題を検討する場及び取り組み状況の把握

協議体・地域ケア会議（高齢）・障害者地域自立支援協議会（障害）・地域ふくし活動推進委員会（地域）など、分野ごとに地域課題を検討する様々な場、それぞれが把握した地域課題とその取り組み状況を把握

共通する地域課題の抽出
分野から多機関事業へ

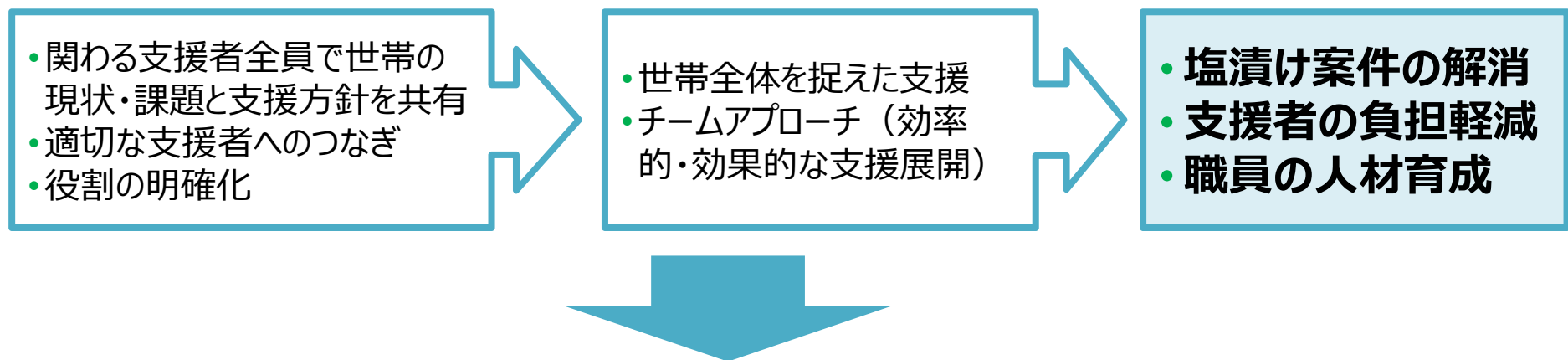
➤ 各会議の企画と調整、事業の進捗管理

7.相談支援包括化推進会議について

②安心生活応援ネットワーク会議

(支援従事者のネットワークづくり)

既存の制度サービスや単独の支援機関での対応が難しい複合的な生活課題を抱える世帯に対し支援者同士が集まり解決に向けてケース検討を行う。



③地域づくり・資源開発会議

(全町横断的なネットワークづくり)

地域力強化事業と連携し、「あったかふれあいセンター」を起点とした地域の土壌と福祉の専門職をつなげ新たな地域づくりへ。

9.地域共生事業、権利擁護支援センターを活用した取り組み

行政における相談機能の強化

- 地域包括支援センターの体制強化（地域担当制→専門性を主とした担当制へ）
- 虐待コア会議への権利擁護支援センターの参加と、スーパービジョン・専門相談の活用
- 全庁的な権利擁護支援ニーズに関するヒアリング調査と意識づけ

社協における相談機能の強化

- 地域の相談窓口である「あったかふれあいセンター」の訪問・相談・つなぎ機能の強化
- 生活困窮者支援へ対応すべく地域から上がってくる相談を総合相談として集約整理
- 相談支援担当がチーム内の全相談支援ケースを共有・検討

地域の担い手育成 ～参加支援及び地域づくりに向けた支援へ～

- 小・中学生へ多機関協働の福祉学習（子どもの成長に合わせたカリキュラムの導入）
- 地域ふくし活動推進委員への支援（他地域の取り組みを知る機会や視点を養う学習の場の提供）
- 権利擁護支援員養成講座（日常生活自立支援事業及び法人後見事業の支援員の養成）

10.まとめ：一体的な取組による成果

- 相談を集約することで、法的な課題や地域課題の整理ができた

相談支援包括化推進員の配置と権利擁護の視点の共有（担当職員の資質向上）

課題が複雑化した支援ケースの抱え込み防止

支援者へのフォロー、個人対応からチーム対応へ

- 計画的な体制整備が行えた

地域福祉（計画）のアドバイザーとして日本福祉大学、権利擁護支援のスーパーバイザーによる継続的な指導・助言により、一体的な体制整備を行うことが

できた。また、同じ担当者が経験を重ねることで得られる知識を日常業務に活かすことで、業務の円滑な遂行と効率化を図ることができている。

10. まとめ：取り組みの課題

● 支援体制を継続するための財源確保

継続的な事業を行うことで実績ができ、行政内部でも重要な事業であるとの認識がされて財源の確保が得やすくなった。自主財源の確保は難しく、国・県の補助金に頼らざるを得ない状況にある。

● 個人情報の取り扱い

ご清聴ありがとうございました



参考



基本理念	めざすまちの姿
協働でつくる誇りのもてるまち	安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

推進方策	取り組み
1 権利擁護支援の充実	(1)権利擁護支援体制づくり (2)多機関の協働による包括的支援体制構築
2 相談支援体制・多世代のつながりの強化	(1)訪問等による相談体制の強化 (2)子ども・若者総合相談支援ネットワークの検討

目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

推進方策	取り組み
3 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実	(1)地域の支え合いづくりの拠点機能の充実 (2)計画的な地域福祉の推進
4 地域アクションプランの推進	(1)「地域アクションプラン」の実施 (2)社会福祉協議会による組織的な支援
5 防災・災害時要配慮者支援対策の展開	(1)災害時要配慮者の避難支援 (2)避難所運営に向けた取り組み

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的な支援を地域ネットワークづくりとして進めます

推進方策	取り組み
6 住民の生活を支える地域ネットワークの構築	(1)高齢者等の生活支援のための地域ネットワークづくり (2)見守り・支え合い活動の体制づくり (3)健康づくり活動の推進
7 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進	(1)社会参加の場と地域課題解決のための「しごとづくり」 (2)地域活性化事業と協働で取り組む「しごとづくり」
8 地域福祉の人材育成の推進	(1)社会福祉協議会による担い手の育成 (2)専門職種の地域福祉への役割づくり